

東労安発 1118 第 2 号  
令和 2 年 1 月 18 日

東京経営者協会 御中

東京労働局  
職業安定部長

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する周知  
及び事業主等に対する協力要請について

日頃より当局の業務運営につきましては、多大なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」といいます。）」の事業につきまして、貴会傘下の企業等への周知等をお願いしたくご連絡させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業主の休業に関しては、「雇用調整助成金」の特例を講じておりますが、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に賃金（休業手当）を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「休業支援金・給付金」を設けております。

休業支援金・給付金の申請にあたりましては、事業主から、当該事業主が休業の事実などを証明していただく必要がありますが、厚生労働省に対して、一部の労働者、特に日々雇用契約を結び直していたりシフト制で働いていたりする方については、就労日が必ずしも明確ではないことに起因して、協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるとの声をいただいているです。

こうしたことから、厚生労働省において、改めて事業主の皆様に協力をお願いすることと併せ、休業支援金・給付金の対象となる「休業」を明確化するため、以下を主な内容とするリーフレットを作成しました。

《リーフレットの主な内容》

○表面は事業主の皆様への協力依頼となっております。

休業支援金・給付金の支給に当たり、「支給要件確認書」で事業主が休業させた事実を証明していただく手続きは、休業支援金・給付金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第 26 条の休業手当支払義務の該当性を判断するものではありません。

リーフレットは、厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

ホーム>テーマ別に探す>雇用・労働>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>